

京都市立山階南小学校「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立山階南小学校
令和7年4月11日

1 学校いじめの防止等基本方針の目的、基本的な考え方

(1) 目的

- ・方針に基づく対応が徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応を組織として一貫した対応をとる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童とその保護者に対し、児童が学校生活を送るまでの安心感を与えるとともに、いじめの加害者行為の抑止につなげる。
- ・いじめを行った児童への成長支援の観点を位置づけることにより、いじめを行った児童への支援につなげる。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成（※緊急対応時はこの限りではない）

校長 教頭 教務主任 生徒支援主任 養護教諭（教育相談主任）
生徒支援委員会（いじめ・不登校対策委員会）スクールカウンセラー SSW

(2) 役割

- ・規律ある学校生活に向け、学校のきまりや生活についての見直しと行動化を実践する。
- ・いじめ事案を発生させないためには潤滑な学級経営が最重要であると捉え、担任や学年の悩み等に関して、ケース会議の開催を呼びかけ率先して開く。
- ・若年・ベテラン教員を問わず積極的にコミュニケーションをとり、情報を収集し、常に情報の共有化や事象・事案についての共通理解を深める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」を作成し意識化する。
- ・教職員の共通理解と意識啓発のための積極的な働きかけ（前述のケース会議等を通して）を大切にし、万が一発見されたいじめ事案へは組織的に早急に対応する。
- ・年間の取組についての反省と次年度に向けての計画を年度内に取りまとめる。

(3) 開催時期

毎月1回以上の生徒支援部会（学級経営部会）を開き、「いじめ」に関する情報を交換し、各学年へ記録や方針を報告する。緊急の場合、いじめが疑われる場合などは即座に対策委員会を開き、ケース会議を行う。

(4) 児童・保護者への周知

- ・朝会の中で、「自分も人も大切にし、心も体も元気な子」を目指すように、校長が話

をする。

- ・学校だより、学年通信等を有効活用して、学校の方針を家庭や地域に伝える。
- ・2月の新入生学校説明会の中で「学校いじめ防止基本方針」を発信する。

3 学校いじめプログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・整理整頓された校内で、心落ち着ける空間づくりに努める。
- ・教職員が率先して言語環境となり、温かい言葉がけができるように努める。

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を実施する。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、相手を意識しながら意欲的に学ぶ集団づくりの取組を推進する。
- ・教師も子どもも時間を守り、授業の初めと終わりにけじめのあるあいさつをする。
- ・言語活動や協働活動の充実に重点において学習内容や学習形態の工夫をする。
- ・学年の教師団で子ども全員を知り見守るために、学年内の交換授業を実践する。
- ・主体的に学び分かる授業を実践するために、協力指導を推進する。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・学年と道徳教育部で教材研究の時間を十分に設定し、「生きる力」等を活用して年間35時間（1年生は年間34時間）の道徳の時間を実践する。
- ・道徳ノートを活用し、いつでも振り返りができるようにする。
- ・身近な生活からよく考え行動していく「しなやかな道徳教育」の実践を進める。
- ・道徳の時間の参観授業により、人権の大切さについて保護者に対して考える機会を提供する。（休日参観・人権学習の参観・懇談会）
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「いじめが起こりやすい環境」「命の大切さ」などを具体的に取り上げ、各月の人権テーマに基づいた人権学習の実施をする。
- ・決めたテーマをもとに毎月人権学習を実施し、人権意識の高揚を図る。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・園芸・環境委員会活動等を通して、児童が植物（生命）の成長を体感するようにする。
- ・総合的な学習の時間や理科・生活科等でも生き物の世話等を通して自他の生命を尊重する心情を育てる。
- ・育てた野菜等を調理する活動を通して、植物を含めた生命に対しての感謝の気持ちを育てる。
- ・掃除を一生懸命行うことにより、美しい環境の大切さ、友達とともに協力する喜びや物を大切にする心について体感・実感する。
- ・異学年集団の交流（たてわり活動）等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協働活動のよさを味わわせ、協力して諸問題を解決する力の育成を図る。

オ 児童同士の絆づくり

- ・宿泊学習の取組を通して自律心や責任感を培い、仲間づくりを進める。（5年生）
- ・学校行事などを通して、集団としての社会性や人間関係づくりを進める。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした計画的な活動を実施する。（たて割り活動等）
- ・「気持ちのよいあいさつ運動」を継続して実施する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・日常の児童観察で気になることや情報を得た場合は、学年内や管理職、生徒支援部に報告し、情報共有に努める。
- ・児童に関する教職員が気にかかる情報を得た場合は、速やかに担任と連携し、情報交換を行う。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有ならびに教育相談主任とスクールカウンセラー、SSWを中心とした組織的な動きを構築する。
- ・生徒支援部（学級経営部）で定期的に集まり、各学年の情報交換を密に行う。問題行動を共有し、早期解決に努める。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握を行う。
- ・クラススマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを行う。（いずれも年2回実施）

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・各クラス、各学年間だけではなく、いじめ対策委員会で情報共有を図り、いじめ防止等に活用する。
- ・アンケートの結果について丁寧な聞き取りを実施する。
- ・スマイルウィーク週間を利用して、児童のおもいや願い、困りを聞き取れるようにする。（年1回程度実施予定）

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録、並びに報告を行う。
- ・いじめの事実確認に関しては、日時・場所・態様・期間だけでなく、経過や心情なども聞き取る。
- ・「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な対応を行う。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応を行うと共に加害児童への責任ある指導を行う。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導方針を策定し、再発を防ぐ。
- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の話を個々に丁寧に聞き取る。
- ・教育委員会への報告や必要に応じて警察との連携を行う。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応（別紙1参照）

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・デジタルシティズンシップ教育、情報モラルの育成等、保護者と連携して取り組む。
- ・SNSそのものに対する理解を深める研修を実施する。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動を理解し、「いじめ」対応の事例研修を行う。
- ・ネット通信を用いたゲームによるトラブルや問題行動の情報を共有し、適切な指導を行う。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分に

ありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童およびいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業構築のための研修を実施する。
- ・生徒指導体制のよりよい方向性の追求と、いじめだけではなくすべての事象に対しての「報告」「連絡」「相談」の重要性を実感できる職場体制を構築する。
- ・教職員の意識統一に向け、「いじめ対策委員会」からの積極的な情報等の発信をする。
- ・いじめ事案に限らず、様々なケースや困りについてのケース会議を必要なときに開催する。
- ・教職員の人权感覚を磨き人权意識の高揚を図ると共に、指導力向上の研修会を実施する。
- ・他校や他支部の事例について、校内で研修を深め、指導に生かす。

イ 実施時期

年間を通じて複数回行う。（年間計画参照）

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・ホームページ・学校だより・学年だより等で情報を発信する。
- ・学校運営協議会・PTA本部役員会・懇談会・地域生徒指導連合会等での啓発に努める。

(2) 関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係や児童相談所との連携を密にし、被害児童の身の安全を優先させると共に、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

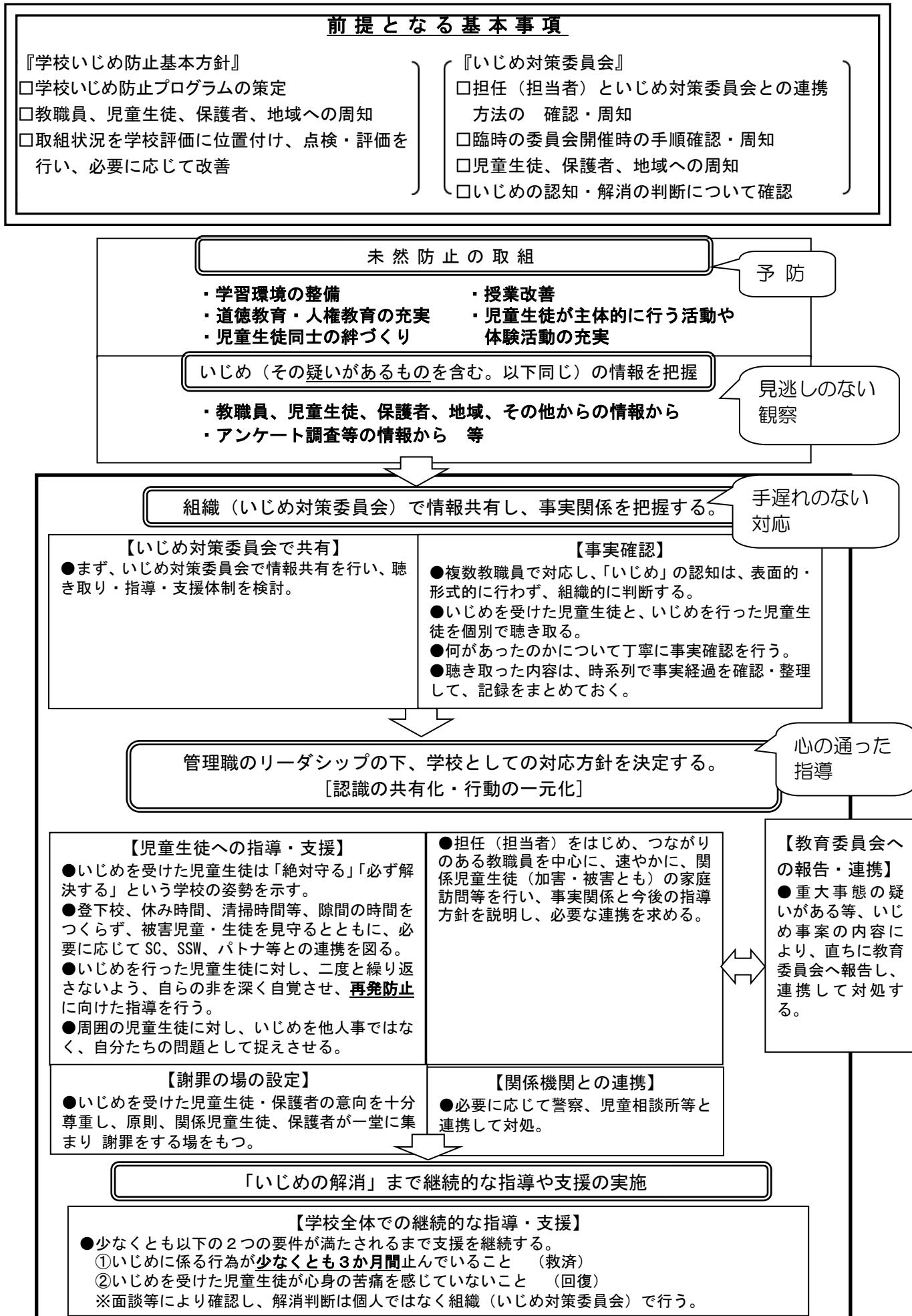
(1) 基本的な考え方

重大事態とは、

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたときの法の定義を受け、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

(2) 重大事態が発生した時の対応

- ・重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り迅速に対処する。
- ・教育委員会または学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。



《年間計画》（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「生徒指導提案」 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・「あいさつ運動」強化週間 ・ルールメイク①（委員会や学活） 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーフレーズ確認 「それはいじめかもしれない・それはいじめの可能性がある」 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問週間 ・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者啓発 ・学校運営協議会で説明①
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「生徒指導提要・学級の五段階」 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・ルールメイク②（委員会や学活） 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーフレーズ確認 「いじめの加害者、被害者、傍観者。誰がどれにでもなる」 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「いじめアンケート・スマイルウィークの結果の共有」「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールメイク③（委員会や学活） ・6年修学旅行 情報モラル（5年スマホ学習教室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・（仮）スマイルウィーク（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜参観（道徳公開授業） ・学校説明会で啓発
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「未然防止に向けた取組の確認」 「夏季研修（クラスの実践発表）に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】《総合育成支援教育》 ・ルールメイク④ ・夏休みの過ごし方についての話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施（1～3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会① ・学校運営協議会推進委員会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C A サイクル ・生徒指導校内研修会② 「学級経営実践共有」研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールメイク⑤ ・【あいさつ運動】強化週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「クラスマネジメントシートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】《外国人教育に関すること》 ・ルールメイク⑥ 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観③・学級懇談会②の中で保護者啓発 ・家庭教育講座
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会③ 「気にかかる児童の共通理解研修」② ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・ルールメイク⑦ 		

11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・スマイルウィークの結果の共有」 ・生徒指導研修会④ 「生徒指導提要」研修② 	<p>【共通】《男女なかよく》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールメイク⑧ 【5年】花背山の家 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・(仮)スマイルウィーク(個別面談)② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C Aサイクル」 年間の取り組みの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権朝会 【6年】小中交流会 ・ルールメイク⑨ 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会②
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 	<p>【共通】《家族の大切さ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 ・ルールメイク⑩ 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習参観④ ・学級懇談会③の中で保護者啓発
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒支援研修会⑤ 「気にかかる児童の共通理解研修」③ 	<p>【共通】《健康・性教育(命)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図工展 ・ルールメイク⑪ 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観⑥ ・学級懇談会④の中で保護者啓発 ・体験入学、新1年生入学説明会 ・学校運営協議会推進委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C Aサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C Aサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」「年間総括」 	<p>【共通】《感謝の心(素直にありがとうを言おう)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・ルールメイク⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) 	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについて、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い、情報等を共有する。